

記入例

第五十五号の五様式（附則第二条の四）

① 提出日を記入してください。

② 寄附をした年を記入してください。

令和 5 年寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

提出日 令和 5 年 7 月 7 日 流山市長様	整理番号
住所 千葉県流山市 平和台1-1-1	フリガナ ナガシヤマ タロウ
	氏名 流山 太郎
電話番号 04-7158-1111	個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
	生年月日 明・大 平・令 60・1・1

③ 太枠内の項目(住所、氏名(フリガナ)、個人番号、生年月日、電話番号)を全て記入してください。
(注意)記載内容について、年内に変更が生じた場合は、申告特例申請事項変更届出書(第五十五号の六様式)の提出が必要です。

るための番号の利用等に関する法律
※ 市記入欄には何も記入しないでください。

(注2) 申告の特例を受けるためには、申告特例対象者(以下「対象者」といいます。)に該当する者(以下「対象者」といいます。)に該当する者(以下「対象者」といいます。)

④ 寄附をした年月日と寄附金額を記入してください。
(注意)寄附をするごとに、ご記入願います。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 5 年 7 月 7 日	10,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

⑤ 確定申告の提出不要者であり、住民税申告も提出不要者(寄附金税額控除は除く)である場合に限り、チェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 特例控除対象寄附金提出する義務がない
- (2) 特例控除対象寄附金当該寄附金に係る寄附申告書の提出がされた

⑥ ワンストップ特例申請で寄附をする市町村数が、年間で5団体以下であると見込まれる場合のみ、チェックをしてください。

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

市記入欄

提出方法
郵・窓

番号確認

本人確認

確認書類
個人番号カード
通知カード
運転免許証
旅券
保険証
その他

受付課名

●ワンストップ特例(寄附金税額控除に係る申告特例申請)は、確定申告または市民税・県民税申告をしない方が「ふるさと寄附金」をした際に申請をすることで、確定申告等の税務申告手続きをしなくても、市民税・県民税の控除が受けられる特例制度です。

●寄附された年の翌年1月10日までに寄附担当課に申請書等を提出してください。(郵送での提出も可。消印有効)

●地方税法の規定により、ワンストップ特例申請をされた方が確定申告または市民税・県民税申告をした場合や、寄附先の自治体数が5団体を超えた場合は、ワンストップ特例の申請自体がなかったものとして取り扱われます。そのため、ワンストップ特例申請をした後に、医療費控除などの控除の追加や新たな所得の発生により確定申告や市民税・県民税の必要が生じた場合は、確定申告等の際に必ず寄附金の申告も含めて行ってください。

●特例申請書の提出の際に本人確認等をさせていただきます。別紙「寄附金税額控除に係る特例制度を利用される方へ」を参考に必要書類をご用意ください。